

■施設タイプの比較

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅（サ高住）	ケアハウス	グループホーム（GH）	特別養護老人ホーム（特養）
基準	・有料老人ホーム設置運営標準指導指針 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	・有料老人ホーム設置運営標準指導指針	・高齢者住まい法に基づくサ付住の登録基準	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
運営	営利法人、医療法人、社会福祉法人	営利法人、医療法人、社会福祉法人	営利法人、医療法人、社会福祉法人	地方公共団体、社会福祉法人、知事の許可法人	営利法人、医療法人、社会福祉法人	地方公共団体、社会福祉法人
利用料	【前払金】 全体の4割で有り。平均額約950万円。 【月額費】 約22万円（月払方式の場合）	【前払金】 ほとんどが不要。有りは約5%で平均額約780万円。 【月額費】 約12万円（月払方式の場合）	【前払金】 ほとんどが不要。有りは2%未満。平均額約880万円。 【月額費】 約14万円（月払方式の場合）	【前払金】 前払い家賃を徴収することも可能だが、事例は少ない。 【月額費】 約9万円（内、事務費は基準額ではなく年収による軽減額の平均）	【敷金】 敷金有りは1割未満 【月額費】 約9万円（食費は食材料費のみ）	【在所者1人当たりの平均利用料】 多床室9万円～、ユニット型個室13万円前後。 ※個室料、食費、介護保険料含む ※入所者の収入条件によって異なる
建物基準	居室（一人当たり面積）	13㎡以上 ※居室内に必ず設置すべき設備は無い（トイレ、洗面等は共用施設でも可）	25㎡以上 居室内に、台所、水洗便所、収納、洗面、浴室を設置。 ※居間、食堂、台所その他の住宅の部分が共用施設で利用可能な場合は居室面積18㎡以上でも可。 ※共用部分に利用可能な設備があれば、室内に台所、浴室、収納を備えなくても可（水洗便所、洗面は必須）。	21.6㎡以上 居室内に、台所（簡易な調理設備）洗面所、便所、収納を設置。 ※夫婦の場合の居室面積は31.9㎡以上	7.43㎡以上 ※居室内に必ず設置すべき設備は無い（トイレ、洗面等は共用施設でも可）	10.65㎡以上 ※緊急通報装置の設置。それ以外の居室内設備の規定は特になし。 ※多床室でも、個室でも1人当たり面積は同じ。
	平均	約18㎡。近年は18㎡台以上が主流。	約14㎡。近年の新設ホームの平均は14～15㎡台が中心。	約21㎡。原則25㎡以上だが、18㎡以上の層が最多。	—	—
共用施設	一時介護室（一般、介護居室で一時的な介護サービスが提供可能なら設置の必要無し） 食堂 浴室 便所・洗面設備 医務室（又は健康管理室） 談話室（又は応接室） 事務室・宿直室・職員室 洗濯室・汚物処理室 機能訓練室（他の施設で利用できるスペースがあれば可） 健康・生きがい施設 ※介護付の場合は、特定施設入居者生活介護の設備基準の適用が必要となるが、内容は同等。	原則、共用施設の設置基準は無い。但し、居室内に台所、浴室、収納を備えない場合には、共用部分に相應の利用可能な設備を設置しなければならず、共用部分に設置すべき数や仕様は自治体の指導によって、異なる。	食堂 浴室 便所・洗面設備 談話室・娯楽室・集会室 調理室 面談室 洗濯室又は洗濯場 事務室・宿直室、その他の運営上必要な設備 ※他の社会福祉施設の設備を利用可能な場合で、入居者に支障がないときは、上記設備の一部を設けなくても可。 ※特定施設の指定を受ける場合は介護付と同じく別途設備基準の適用が必要となるが、内容は同等。	食堂 浴室 居間 台所 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備 ※居間及び食堂は兼用可	食堂 浴室 静養室 介護・看護職員室 洗面設備 便所 医務室 機能訓練室 ※居間及び食堂は兼用可	
運用基準	管理者 生活相談員 （利用者：相談員100：1） 看護・介護職員 （利用者：看護・介護職員3：1） 機能訓練指導員 計画作成担当者 ※上記人員配置基準は特定施設入居者生活介護の場合。	左記の特定施設の人員基準に加えて事務員、栄養士、調理員等の職員配置が列挙。 但し、職員の配置は入居者数やサービス内容に応じて配置すれば良く、配置人数や配置の有無自体に特定の定めがない。	日中のみ安否確認・生活相談サービスを提供できる人員を配置。 ※配置人数や夜間時の配置の有無には定め無し。 ※職種は、社会福祉法人、医療法人、居宅サービス事業所の職員、医師、介護福祉士、社会福祉士、介護職員初任者研修課程修了者等。	特定施設の人員基準は、介護付と同じ。	管理者 代表者 介護職員 （利用者：介護職員3：1） 計画作成担当者	管理者 医師 生活相談員 （利用者：相談員100：1） 介護支援専門員 （利用者：専門員100：1） 看護・介護職員 （利用者：看護・介護職員3：1） 栄養士 機能訓練指導員